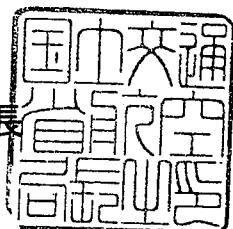




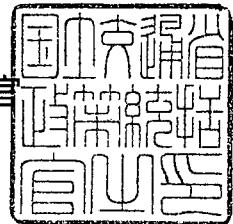
国空推第 86 号
国政参複第190号
平成21年 9月 1日

福山通運株式会社
代表取締役 小丸 成洋 殿

国土交通省航空局長



国土交通省政策統括官



特定航空貨物利用運送事業者等の認定に関する効力停止について

平成21年8月26日、貴社から委託を受けた九州福山通運株式会社佐賀支店による保安検査において、玩具用花火が入った航空貨物を確認できず、そのまま株式会社スターフライヤーに委託され、航空輸送される事態が発生した。

特定航空貨物利用運送事業者及び特定航空運送代理店は、航空貨物保安計画に従い確実に保安措置を講じることが求められており、今回このような事案が発生したことは誠に遺憾である。

本事案に関し、現地監査の結果、九州福山通運株式会社福岡支店において、非特定貨物について、適正な保安検査を実施しないまま特定貨物確認書を航空会社に提出していた事実が明らかとなり、また、福山通運

株式会社において、全国各地域において適正な航空貨物の取り扱いを行っている旨の的確な説明が行われなかつたことに鑑み、下記の改善報告が行われ、かつ、改善報告に基づく航空貨物保安検査の適切な実施を確認できるまでの間、特定航空貨物利用運送事業者等の認定等に関する指針第3条に基づく認定の効力を停止する。

あわせて、貨物利用運送事業法等の法令遵守、危険物に対する知識の向上及び安全意識の徹底を図られたい。

なお、下記事項に係る再発防止に関する改善報告を平成21年9月15日までに国土交通省に報告されたい。

記

1. 航空貨物保安計画の全支店への周知及びそれに伴う必要な検査手順等に関する社内マニュアルの整備
2. 保安検査体制の改善
 - ①爆発物検査について、適切かつ確実な検査の実施
 - ②受託時の品目、外装確認等の確認徹底
3. 航空保安教育訓練実施計画に従った教育訓練の確実な実施
4. 自主監査の確実な実施